幌延町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年３月

幌延町教育委員会

目 次

１．計画の趣旨及び現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３．計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容　・・・・・・・・・・・・・・２

５．関連する取組及び今後のフォローアップについて　・・・・・・・・・・・４

１．計画の趣旨及び現状

（１）計画の趣旨

本計画は、幌延町で働く教育職員の時間外在校等時間、ワークライフバランスや働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うために策定する。

（２）本町の現状

◆　本町では、平成 30 年７月に、所管に属する学校の教育職員の在校時間等の上限に関する方針として、「幌延町立学校における働き方改革アクション・プラン」を策定し(令和３年 10 月及び令和６年 10 月に改定)、教育職員の在校時間等の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

◆　こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和６年度は以下のとおりであった。

【令和６年度の時間外在校等時間の状況】

年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
月 29.5 時間	18.3 ％	1.0 ％

◆　時間外在校時間の年間平均が月 29.5 時間となっており、本町における働き方改革の取組については一定の成果があるが、個人差が大きく、特定の教育職員の業務が多くなっているなどの課題もある。

◆　こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき本計画を策定するものである。

２．目標

◆　本計画において、達成を目指す目標は以下のとおりである。

（１）時間外在校等時間に関する目標

❑１か月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。

❑１年間における１か月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間未満にする。

（２）ワークライフバランスや働きがい等に関する目標(カッコ内は令和６年度の数値)

❑ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%未満に減少させる(10%)

❑ストレスチェックにおける「働きがい」にストレスを感じている者の割合を 10%未満に減少させる(20%)

❑教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

３．計画の期間

令和８年度～令和 11 年度

※ただし、毎年度の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行う。

４．実施する業務管理・健康確保措置の内容

◆　本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

【学校と教師の業務の３分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

ア　基本的には学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

❑学校運営協議会及びＰＴＡ等を通じて、保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

イ　教師以外が積極的に参画すべき業務

○ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

❑教育委員会と連携を図りながら、ＩＣＴ支援員等が中心となって実施する。

❑チャットやＳＮＳの機能を活用し、教育職員が教育委員会等へ気軽に相談できる体制を整備する。

❑町配置の会計年度職員、スクールサポートスタッフ等がＩＣＴ機器の管理を行うことができるよう、体制を整備する。

❑ＩＣＴ支援員の確保を目指す。

○部活動

❑部活動の地域展開について、実情に応じて可能な限り早期実現を目指す。

ウ　教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

❑保健福祉等の関係部署と連携を図った、児童生徒・家庭への支援を行う。

❑道町村会の顧問弁護士や、道教委が進めるスクールカウンセラーやスクールロイヤー等の活用を促進する。

❏特別支援教育連携協議会が中心となり、教育相談員や発達支援センター、幼児教育機関との情報共有を充実させたネットワークを構築し、児童生徒や保護者と関係機関との連携を図る。

（２）「業務の３分類」以外の取組

○勤務時間外の電話対応

❏保護者や地域住民に対し、改めて働き方改革の必要性と意義を発信し、学校への勤務時間外の電話連絡等を控えるよう理解・協力を得る取組を推進する。

○教頭の業務縮減

❏学校運営の要である教頭が各種調査や校内外の調整等により特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、業務の整理・見直しを進めるとともに、業務分担の見直し等により、負担軽減を図る。

（３）学校における措置の推進

◆　学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

❏各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。

❏当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

（４）教育職員の意識の変容を促す取組

◆　働き方改革の意識を高める取組の推進

❏これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を進めている事例を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進める。

❏管理職を含む教育職員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図る。

（５）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

◆　教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

❏１か月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施する。

❏ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。

❏職員の勤務状況及びその健康状態に応じて健康診断を実施するほか、職員の健康管理に関し、必要に応じて産業医等による助言・指導を適切に実施し、職員の健康管理の向上に努める。

❏年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

５．関連する取組及び今後のフォローアップについて

❏取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、町のＨＰで公表するとともに、総合教育会議において報告する。

❏時間外在校時間に係る目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

❏教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

❏保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して、「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康保持措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について理解を得られるよう取り組む。